

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年10月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800133 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800089 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 7 月 31 日の標準賞与額を 84 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 7 月 31 日

A 社における請求期間の賞与の記録がない。請求期間に係る給与支給明細書により支給されたことが確認できる「Incentive」を賞与として認め、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与支給明細書及び A 社から提出された賃金・賞与台帳 (2015) により、請求者は同社から、「Incentive」として 84 万 6,920 円を支給されたことが確認できる。

また、上記給与支給明細書及び賃金・賞与台帳 (2015) により確認できる厚生年金保険料控除額は、請求者の請求期間当時の標準報酬月額 (26 万円) に基づく保険料相当額であり、請求期間における「Incentive」からは厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない上、A 社は、当該「Incentive」について、賞与と性質が違うものであり厚生年金保険料は控除していない旨回答しているものの、日本年金機構は、当該「Incentive」は労働の対償としての支払と解され、賞与として取扱う旨回答していることから判断すると、請求期間について、A 社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者の A 社における請求期間に係る標準賞与額の記録を 84 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間における上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800134 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800090 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 7 月 31 日の標準賞与額を 87 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 7 月 31 日

A 社における請求期間の賞与の記録がない。請求期間に係る給与支給明細書により支給されたことが確認できる「Incentive」を賞与として認め、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与支給明細書及び A 社から提出された賃金・賞与台帳 (2015) により、請求者は同社から、「Incentive」として 87 万 33 円を支給されたことが確認できる。

また、上記給与支給明細書及び賃金・賞与台帳 (2015) により確認できる厚生年金保険料控除額は、請求者の請求期間当時の標準報酬月額 (26 万円) に基づく保険料相当額であり、請求期間における「Incentive」からは厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない上、A 社は、当該「Incentive」について、賞与と性質が違うものであり厚生年金保険料は控除していない旨回答しているものの、日本年金機構は、当該「Incentive」は労働の対償としての支払と解され、賞与として取扱う旨回答していることから判断すると、請求期間について、A 社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者の A 社における請求期間に係る標準賞与額の記録を 87 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間における上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。